

年頭ごあいさつ

2011 新春

社団法人広島東法人会
会長 森本 弘道

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、平成23年の初春をお健やかに迎えることと謹んでお慶び申し上げます。

昨年は、法人会の諸活動に格別のご理解とご協力を賜りましたことを衷心より厚くお礼申し上げます。

とりわけ公益社団法人への申請を目指した諸規程の整備や臨時総会で定款の変更をご承認いただくなど、会員、役員の皆様には多大のご支援とご協力をいただきました。お陰様で公益社団法人認定申請書を提出することが出来ました。後は認可を待って公益社団法人として新たな活動を推進してまいり所存でございます。

本年度も法人会活動の基盤である会員数の拡大を計るとともに地域に密着した社会貢献事業や次代を担う児童、生徒に対する租税教育の実施など幅広い活動を実施いたします。

よき経営者をめざすものの団体と位置づけしています法人会では適正公平な納税を支援するため、税制の面でも、会員からの声を集約して我国の将来を展望した税制の構築を国や地方公共団体に提言してまいりたいと存じます。

青年部会の若いパワーや女性部会の柔軟な発想等の力を終結して会の活性化をはかり、会員企業の繁栄と地域社会への貢献を柱に活動してまいります。どうか一層のご支援をお願い申し上げます。

終りに、広島東税務署、中国税理士会広島東支部、ならびに取扱会社をはじめ関係友誼団体の皆様方の相変わりませぬご指導とご支援を心からお願い申し上げますとともに、皆様のご繁栄とご多幸をお祈りいたしまして、私の年頭のごあいさつといたします。

広島東税務署
署長 桂 幹夫

平成23年の年頭に当たり、社団法人広島東法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

広島東法人会におかれましては、組織の基盤である会員増強に積極的に取り組まれるとともに、法人会の基本的指針に則り、「健全な納税者の団体」「良き経営者をめざすものの団体」としてのみならず、地域経済の担い手として「地域社会に貢献する活動」等を通じて、企業経営の安定と社会の健全な発展のために活発な事業活動を展開されておられます。

中でも昨年は、公益法人認定に向けての臨時総会の開催や、税を考える週間に当税務署において展示させていただいた絵はがきコンクールの開催、また、広島西法人会、広島南法人会と共催で実施されましたe-Tax研修会の開催など熱心に取り組まれ、改めまして、森本会長をはじめ法人会の皆様方のご尽力に対し、深く敬意を表する次第でございます。

今日、税務行政を取り巻く環境は、質・量ともに厳しさが増しており、納税者の皆様の理解と信頼を得て、円滑な税務行政を推進していくためにも、「納税者サービス」の充実と「適正・公平な税務行政の推進」に向け努力していく所存でございますので、広島東法人会の皆様方には従来にもまして一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、広島東法人会そして会員の皆様方にとりまして、新しい年が、益々の御発展と御繁栄の年となりますよう祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

平成23年度 税制改正に関する提言(要約)

全国法人会総連合

総論

《第一 経済・財政・社会保障制度の改革》

政府は、今後10年間で基礎的財政収支を黒字化する目標を「財政運営戦略」に掲げたが、そのためには抜本的な歳出・歳入の一体改革を行い、国民負担率を増やさない小さな政府を目指すべきである。同時に、どのような社会保障制度をつくり、どこにどう投資するか等の制度設計を行い、財源としての消費税増税について国民に分かりやすく説明すべきである。

《第二 行財政改革の推進》

政府が直営する事業は、民間開放による効率化を検証してみる必要がある。政府の行財政改革は、民間のリストラに比べてまだ不十分であり、目に見える形での成果を期待したい。同様に、公務員改革や国会議員の定数削減も急務である。

《第三 国・地方のあり方》

国民が求めているのは、国・地方の役割分担の明確化および行政効率化に伴う歳出削減等の実効ある政策である。また、広域行政による効率化の観点から、道州制について十分に議論すべきである。

《第四 税制改革のあり方》

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。その中小企業が、様々な環境変化の中でその存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。こうした観点から、法人税率の引き下げ（軽減税率の更なる引き下げ、恒久化を含む）と事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

《第五 租税教育の充実》

学校教育はもとより社会全体で租税教育に取り組み、税の役割を正しく理解して、真の納税者意識を定着させる必要がある。これからの税制改正は、納める側が納得した上での推進が必須の条件となる。その意味からも租税教育の充実は重要である。

各論

《第一 法人税制について》

1. 法人税の税率の引き下げ

国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、さらには外国資本の国内への投資促進の観点から、租税特別措置の整理・合理化等で課税ベースを広げつつ、地方税を含めて、欧州・アジア主要国並みの30%以下の実効税率とするよう求める。

2. 中小企業軽減税率の引き下げ等

中小企業に適用される軽減税率は、2年間の時限措置ではなく恒久化するとともに、一層の税率引き下げが必要である。また、適用課税所得金額については、1,600万円程度へ引き上げるよう求める。

3. 交際費課税制度

定額控除限度額の更なる引き上げ、損金不算入割合の撤廃、資本金の規模による制限の弾力化等の改善を求める。

4. 役員給与

5. 同族会社の留保金課税

6. 電子申告

いつも 社会のバックグラウンドで 光っていたい



エビス電工株式会社

□本社 社 広島市中区中町8番8号 ☎730-0037
TEL (082)247-2115 FAX (082)245-8607
□本社工務部 広島市中区中町8番8号6階 ☎730-0037
TEL (082)240-9922 FAX (082)240-9925

□可部営業所 広島市安佐北区可部2丁目5番17号 ☎731-0221
TEL (082)812-3333 FAX (082)814-5241
□山口営業所 岩国市昭和町3丁目4番10号 ☎740-0004
TEL (0827)21-7241 FAX (0827)24-4745

一層の利用促進を図るため、地方税の電子申告との一体化の検討、法人・個人に対する恒久的な税額控除制度の創設など利用促進に向けての努力が必要である。

7. その他

租税特別措置については、政策目的を果たしたものは廃止し、それを法人税率引き下げの財源とすべきである。ただし、中小企業の投資促進税制など経済活性化に寄与する措置については、本則化（恒久化を含む）あるいは新設すべきである。

《第二 個人所得税制について》

1. 所得税と住民税のあり方

基幹税としての所得税の機能を回復させるため、税負担の歪みを直し、広く、薄く負担を求めるべきである。また、住民税は応益性の観点から均等割の更なる引き上げを求める。

2. 各種控除制度の整理・合理化

人的控除については、累次の改正で複雑化しているため整理・合理化し、基本的な人的控除に集約するよう努力すべきである。

3. 少子化対策

少子化対策として、児童に対する税額控除制度を導入し、子供が多くなるほど税負担が軽減される制度の創設を求める。さらには、フランスで実施されているN分N乗方式の導入も積極的に検討すべきである。

4. 金融所得一体課税

5. 納税者番号制度

制度の創設・維持にかかるコスト、プライバシー保護等のセキュリティ確保のための法整備等の前提条件を明確にした上で、納税者の利便性も考え、税務面のみならず社会保障分野にも活用する観点から、制度の早期導入に向けて早急かつ十分に検討すべきである。

《第三 相続税制について》

1. 相続税

課税ベース、税率構造の見直し等課税強化を目指す

方針が示されているが、これ以上の課税強化とならないよう求める。

2. 贈与税

相続税の見直しと併せて、総合的な見地から、そのあり方を再検討するよう求める。

3. 相続時精算課税制度

《第四 事業承継税制について》

相続税および贈与税の納税猶予制度については、厳しい適用要件が課され、利用できるケースは限定的なものにならざるを得ず、要件の緩和と欧米並みの本格的な事業承継税制の確立を求める。このほか、親族外承継についても、税制面を含めて所要の措置を検討すべきである。

《第五 消費税制について》

1. 消費税率引き上げの条件

少子・高齢化による財政需要の拡大などを考慮すると、税制抜本改革の中で消費税率を引き上げざるを得ないものと認識する。ただし、同時に行財政改革の徹底、歳出の削減・合理化などを行うべきであり、構造改革の進展や景気情勢などについても配慮すべきである。

2. 滞納防止

《第六 地方税制の見直しについて》

1. 固定資産税の軽減

都市計画税と併せて制度の見直しと負担軽減を求める。宅地と事業用地については、資産の収益力に着目した収益還元価格で評価する方式に改めるよう求める。

2. 事業所税の廃止

3. 申告納税の合理化

4. 超過課税・法定外目的税

《第七 環境税制について》

名代の銘菓

川通り餅



日 日 日
こ 本 か 本 本
こ の た の の
ろ の ち の 味

御菓子処 株式会社亀屋

本店/広島市東区光町1丁目1-13 電話(082)261-4141(代)
売店/広島新幹線名店街 電話(082)263-0262
広島ステーションビル地階 電話(082)263-9111
広島バスセンター名店街 電話(082)225-3084

●平成23年度 税制改正に関する提言 [要約・地方自治体用]

総論

《第二 行財政改革の推進》

地方自治体についても、広域自治体や道州制の導入等、さらに徹底した行財政改革を行うように求める。

《第三 国・地方のあり方》

国民が求めているのは、国・地方の役割分担の明確化および行政効率化に伴う歳出削減等の実効ある政策であり、これらの問題に真剣に取り組むべきである。分権型システムの確立のためには、地方のリストラに加えて、国から地方への補助金の削減、地方交付税改革、税源移譲のいわゆる三位一体改革の流れを止めてはならない。さらに、地方交付税交付金や補助金の見直しも急務である。

《第五 租税教育の充実》

学校教育はもとより社会全体で租税教育に取り組み、税の役割を正しく理解して、真の納税者意識を定着させる必要がある。これからの税制改正は、納める側が納得した上での推進が必須の条件となる。その意味からも租税教育の充実は重要である。

各論

《第一 法人税制について》

1. 法人税の税率の引き下げ

国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、さらには外国資本の国内への投資促進の観点から、地方税を含

めて、欧州・アジア主要国並みの30%以下の実効税率とするよう求める。

6. 電子申告

一層の利用促進を図るため、地方税の電子申告(e-Tax)と国税電子申告との一体化の検討が必要である。

《第二 個人所得税制について》

1. 所得税と住民税のあり方

基幹税としての機能を回復させるため、税負担の歪みを直し、広く、薄く負担を求めるべきである。また、住民税は応益性の観点から均等割の更なる引き上げを求める。

2. 各種控除制度の整理合理化

所得税および住民税の諸控除については、負担の公平化、税制の簡素化、少子高齢化、雇用慣行の変化、ライフスタイルの多様化等、社会構造の変化に対応して、抜本的に見直す必要がある。人的控除については、累次の改正で複雑化しているため整理・合理化し、基本的な人的控除に集約するよう努力すべきである。

《第六 地方税制の見直しについて》

1. 固定資産税の軽減

都市計画税と併せて制度の見直しと負担軽減を求める。宅地と事業用地については、資産の収益力に着目した収益還元価格で評価する方式に改めるように求める。

2. 事業所税の廃止

3. 申告納税の合理化

4. 超過課税・法定外目的税

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用できるので、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成すれば、時間を選ばず手続きが行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出等の提出が必要です。
※届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

最高5,000円 の税額控除 ^{※1}	添付書類の 提出省略 ^{※2}	還付金が スピーディ
---------------------------------	-----------------------------	---------------

※1 平成19年から平成22年分の間でいずれか1回
※2 確定申告から3年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

法人会 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。 さらに詳しくはWEBへ [イータックス](#) [検索](#)

17支部の活動情況

本年度の会員増強運動と福利厚生制度の推進についての活動は10月6日（水）を皮切りに11月8日（月）までブロック単位で計7回開催された。しめくくりは、11月15日の支部長会議で、再度の協力をお願いした。



11/15 支部長会議



10/6 白島・基町・八丁堀・幟



10/14 国泰寺



10/20 大州



10/21 中山・東部・光・駅前



10/26 本通・中町・新天地・流川



10/29 竹屋



11/8 戸坂・牛田

年末調整説明会

11/18・19に開催

11月18日（木）と19日（金）の午前と午後計4回広島東区民文化センターで開催され、広島東税務署管内の企業884名が出席し説明を受けました。当会からは「源泉所得税実務のポイント」「税制改正のあらまし」「くらしの中の税金知識」「マンガ本」などを来場者に配布しました。

広島国税局長講演会

〈11月10日〉

「わが国の財政事情と最近の税務行政について」

11月10日（水）市内6法人会主催、広島県法人会連合会後援で広島国税局長講演会を開催。主管は広島安芸法人会で187名が聴講しました。

長友哲次局長は「わが国の財政事情と最近の税務行政について」のテーマでⅠ財政の現状とⅡ最近の税務行政に分けて、税収の推移、財政収支の国際比較、今後の見直し、納税者サービスの向上、適正課税の努力など幅広く説明されました。

私たちはIT社会の 未来を創造します

コンピュータ、ネットワーク、セキュリティに関するソリューションをご提供します。



株式会社 中国サンネット

〒730-0036 広島市中区袋町4-21
Tel: (082)248-4100(代) Fax: (082)247-0646
URL: <http://www.csunnet.co.jp>

税制改正提言——市議会へ、国会へ——

11月16日（火）森本会長、望月副会長、香川副会長が藤田広島市議会議長を訪問して平成23年度の税制改正に関する提言を行った。同日地元選出の国会議員、斉藤鉄夫氏と菅川洋氏の事務所を訪問しそれぞれの秘書に主旨を説明して提出した。



森本会長から藤田議長へ

納税表彰

* 広島国税局長表彰 10月28日

田中 秀和 田中電機工業(株)

* 広島東税務署長表彰 11月12日

大内 茂稔 関西タクシー(株)

大藤 秀範 河中電業(株)

田中登志子 (有)田中眼鏡店

* 広島東税務署長感謝状 11月12日

大野 徹 (株)大野石油店

《中学生の租税作文と習字／広島東法人会会長賞》

* 作文 広島女学院中学校1年生 渥美のぞみ

* 習字 広島市立牛田中学校1年生 山根 遼太

《広島市優良技能勤労者表彰》 11月19日

栗原 由明 (株)パノラマ・ホテルズ・ワン
広島ホテル事業所 (ANA)

石光 省三 山本設備工業(株)

濱崎登美江 ビューテック中国(株)

田村 文男 田中電機工業(株)

岡本 美保 (株)ジェイアールサービスネット広島

長瀬 友行 小川精機(株)

鷺見 桂子 コクリコ美容ルーム



 にしき堂

もみじ饅頭

〈直営店〉 光町本店・広島駅ビル地階店・広島新幹線名店街店・広島バスセンター地階店・祇園新道中筋店・広島空港店・福山駅サントーク店・福山南本店

 にしき堂

光町本店・広島市東区光町 ☎262-3131

●税を考える週間行事

税務署との座談会

当会から竹内青年部部会長、三宅女性部会副部会長が参加

税を考える週間の行事として関係民間5団体と税務署との座談会が11月19日（金）広島東税務署で開催された。当会からは竹内剛青年部部会長と三宅諭子女性部会副部会長が出席して法人会で取り組んでいる地域社会貢献活動の状況などを披露し、意見交換をした。

e-Tax研修会

（11月24日）

11月24日（水）e-Tax研修会が広島東税務署にて開催された。パソコンを使用しての実習で講師は広島国税局の担当官。午前、午後の2回開催され30名が受講した。



●地域社会貢献活動

マツダスタジアムで球児に租税教室

広島東法人会青年部20周年記念事業として12月4・5日マツダスタジアムにて204名の小学6年生の選手たちに小冊子2冊・税金クイズ・記念ボールペンを贈呈しました。

プレゼンターは竹内青年部部会長、大内直前部会長、行森副部会長、中村副部会長に駆けつけていただきました。



プレゼンターの竹内部会長と行森副部会長

市教委、地域活動支援センターへ備品等を寄贈

11月22日（月）租税教育教材用の下敷を広島市教育委員会に寄贈した。これは、管内小学校4年生、中学校1年生を対象に市立・私立合わせて3,600枚を作成したもので、今回で6回目となる。

* * *

12月21日（火）広島市精神保険福祉課が支援する地域活動支援センターのエポケーに書籍、ウッドカーペット、遠赤外線暖房機を寄贈した。

贈呈式は森本会長以下4名が出席し、広島市役所で執り行なわれた。

青年部会設立20周年記念式典

10月7日

ANAクラウンプラザホテル広島



部会長ごあいさつ

竹内 剛

社団法人広島東法人会青年部会は、平成2年の発足以来めでたく20周年を迎えることができました。これもひとえに、税務ご当局をはじめ、親会、歴代部会長および先輩諸兄の暖かいご支援によるものと心より感謝申し上げます。

私たちをとりまく環境は非常に厳しく、公益法人への移行、会員増強等難問が山積みであります。20周年を機に改めて法人会の存在意義を考え、青年部会の原点に戻って行動する必要があると思います。

私たちは「次代を担う経営者としての資質向上」と「公益目的事業の柱となる租税教育活動」を2本の柱に、企業経営および社会の健全な発展に貢献していこうと考えております。

皆様にはこれまで以上のご指導ご鞭撻をあらためてお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

(部会長 竹内 剛)



あいさつする竹内部会長



感謝状を贈呈した歴代部会長

お酒は20歳になってから。お酒はおいしく適量を。

酒 中 在 心
さけのなかにこころあり

賀茂鶴酒造株式会社

本社・工場 / 〒739-0011 広島県東広島市西条本町 4-31 TEL:082)422-2121
東京支社 / 〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸屋町 1-12-9 TEL:03)3668-4111
賀茂鶴Webサイト <http://www.kamotsuru.jp>



この一杯は 豊饒の海
君がいて 宇宙が歌って
果てもなく 夢かりたてる
飲^よびの夜 辛^つきその日も

青 年部会
NEWS

全国青年の集い
10月15日 宇都宮市で開催



今年の全国青年の集いは、栃木県宇都宮市で開催されました。市長自身が青年部出身という事もあり、全市を挙げた歓迎ムードでの開催となりました。



租税教育活動で最優秀賞を受賞した東京都の立川法人会の取組は、青年部だけではなく親会、女性部会、更に所轄税務署・公立学校・私立学校まで巻き込んだ一つの「教育事業」になっている事を感じました。全てのベクトルを一つにまとめて「租税教育」という目的の為の全員が取組まれる組織力、行動力を見せ付けられました。

記念講演は三遊亭円楽さんが、襲名をネタに「事業承継」の話や、本も出版されている「税」に関する話を、笑いの中で聞くことができました。

平成25年に青年の集いが広島で開催されます。3年後に向けて青年部の更なる活性化と「租税教室」の更なる充実を参加者一同決意しました。
(組織委員長 實田泰之)



東 佳治講師

《第2回例会》———講演テーマ
「生き残る会社 潰れる会社
倒産企業経営者に共通する10ポイント」

11月22日（月）、青年部会第2回例会がオリエンタルホテル広島で開催された。

講師は、帝国データバンク広島支店長の東佳治氏。テーマは「生き残る会社、潰れる会社

倒産企業経営者に共通する10ポイント」と少々生々しい題でスタートした。経営者の資質に必要な事項の自己チェック表記入など参考になる内容だった。

墓地・墓石・文字彫り～石の看板・表札まで
お墓の本場四国の庵治石・伊予大島石専門店
本場四国の技術でご奉仕致します。石の事なら何でもご相談下さい。

(有) みかげ石材

広島市東区戸坂出江1丁目11-12 ☎ (082) 229-7272

女性部会 NEWS

今年度初の取り組みとして「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。

広島市立小学校2校に夏休みの宿題として依頼しましたところ69点の応募がありました。広島東税務署長、田中女性部会長を始め役員の投票の結果、優秀賞5点、入選10点を選定し、11月11日～11月26日まで広島東税務署1階玄関ロ

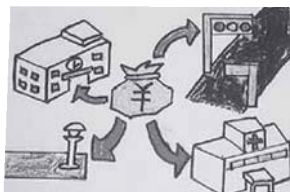


税に関する絵はがきコンクール

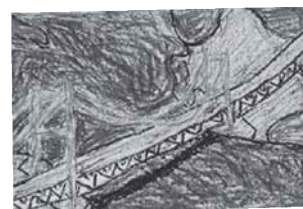
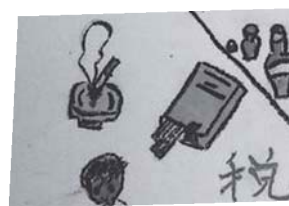
ビーに展示させていただきました。

優秀賞5点と入選の内上位5点計10点を県連に報告します。

入選作品を選定



応募作品を広島東税務署玄関ロビーに展示



第2回定例会

「世界と日本の経済について」をテーマに研修会

10月29日（金）、女性部会第2回定例会として、「二葉」に於いて研修会を開催しました。

講師は、日本銀行広島支店長米谷達哉氏。「世界と日本の経済について」のテーマで金融機関から見た景気動向、中国地域の金融経済概況について詳細な資料で説明されました。また配布資料の中に、2010年10月23日に慶州で開催された「20か国財務大臣・中央銀行総裁会議の声明」もありました。

研修会の前には、役員会を開催

し、ベニシア氏の講演会の開催の要領や絵はがきコンクールの作品選定などを協議しました。



ベニシア・スタンリー・スミス氏 講演会 ～ベニシアの京都の里山暮らし～

- ◆日時：平成23年1月24日（月）14：00～15：30
- ◆場所：ANAクラウンプラザホテル広島
- ◆会費：1名につき 2,000円

ベニシアインターナショナル英会話スクール代表。ハーブ研究家。

1950年ロンドンで生まれる。生家はイギリスで貴族の館として知られるケドルストン城。19歳のとき、貴族社会に疑問を持ちイギリスを離れインドを旅する。1971年来日。1978年より京都で英会話スクール、ベニシアインターナショナルを設立。1996年、大原の古民家へ移住してハーブガーデンを作り始める。4人の子供と2人の孫がいる。ハーブやガーデニング、ライフスタイルに関する記事を雑誌や新聞に執筆。広い分野の講演活動も行っている。

現在、NHK BS-hiで「猫のしっぽカエルの手～京都・大原ベニシアの手作り暮らし～」が好評放送中。著書「ベニシアのハーブ便り」他多数。



税 務 告 知 板

1 確定申告期における、申告会場についてのお知らせ

広島市内4署の確定申告会場は、次のとおりとなっておりますので、ご注意ください。

税 務 署	期 間	会 場 名	所 在 地
広島東 広島南 広島西 広島北	2/16(水) ～3/15(火)	基町クレド・パセーラ 11階 「NTTクレドホール」	広島市中区基町 6-78 (広島県庁前)

- この期間中、税務署では確定申告会場を設けておりませんので、ご注意ください。
- 受付時間は、午前9時から午後4時までです。(相談時間は、午後5時までです。)
- 通常、土曜日、日曜日は、相談を行っておりませんが、2月20日と2月27日の日曜日に限り、確定申告の相談を行います。(ただし、税務署は閉庁しておりますので、お間違えのないようご注意ください。)
- 確定申告会場は混雑が予想されます。「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」なら、自宅やオフィスで国税の申告、納税等の手続きができます。しかも、所得税の確定申告期間中は24時間ご利用可能です。

ますます便利なe-Taxを、ぜひ、ご利用ください。

2 広島国税局「不正ガソリン110番」について

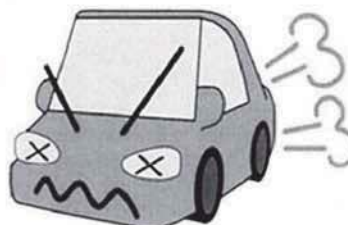
不正ガソリン

に関する情報をお寄せください！！

「不正ガソリン」とは、正規のガソリンにガソリン以外のもの(灯油など)を混ぜたもので、車に悪影響を及ぼすばかりでなく、揮発油税の脱税行為になる恐れがあります。

こんなときには、すぐお電話ください！

- ◎ ガソリンに何かを混ぜて販売している噂を聞いた
- ◎ ガソリンを給油してから、車の調子がおかしい
(例) ・エンジンがかかりにくくなった
・走行中、ノッキングするようになった
・加速性や燃費が悪くなった
・排気ガスの色やニオイがおかしくなった
- ◎ ガソリンの給油時に、変なニオイがした



広島国税局「不正ガソリン110番」は、



「0120-283-110」です！